知っておきたい
世界各国の
産業用ヘンプ

第48回

リトアニア
EUで最も合法化が遅れた国
種子・繊維からCBD製品に門戸開く

赤星 栄志 あかほし よしゆき

1974年滋賀県生まれ。日本大学農獣医学部卒。同大学院にて産業用ヘンプに関する研究により博士号(環境科学)を取得。99年よりヘンプの可能性と多様性に注目し、日本の大麻草に関する伝統文化復興と麻の研究開発に携わる。現在、日本大学生物資源科学部研究員などに在職。主な著書・編著に『ヘンプ読本』『大麻草解体新書』『大麻という農作物』がある。

リトアニア共和国は、バルト三国のなかで最も南に位置し、面積は北海道の約3分の2、人口280万人の小国である。中世にはバルト海から黒海にまで領土を拡大した大公国だった栄光の歴史があり、首都ヴィリニュスの旧市街は世界遺産になっている。約4000の湖沼群をもつ平坦な低地が広がり、農業分野では酪農大国で、乳製品が加工輸出食品の3割を占める。古くから亜麻繊維産業が盛んで、日本にも輸出されている。

ヘンプの歴史は古く、リトアニア語で〝Kanapė〟と呼ばれ親しまれていた。最も古いのは、紀元前3000年前の遺跡から発見されたヘンプの種子と紐、網である。しかし、第二次世界大戦以降は栽培が廃れた。

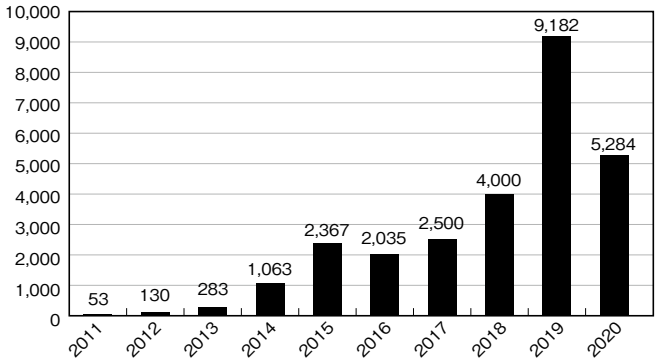
EU加盟27カ国で最も遅れて合法化

リトアニアはソ連崩壊後の1991年に独立した。04年に欧州連合(EU)に加盟後も、「麻薬および向精神薬管理法第7条」により、ヘンプを含むすべての大麻草の栽培を禁じた。同じ年にEUに加盟したバルト三国の、加盟以前に合法化したラトビア(本誌20年12月号)や、加盟後すぐに合法化したエストニア(本誌19年9月号)とは異なり、近年までEUで唯一のヘンプ栽培禁止国だった。

ところが、試験栽培は08~09年に一部の研究機関で開始され、その後、民間に100ha規模で栽培が広がった。EU規則が国内法より優先されることを担保に、イギリスやドイツでも行なわれた措置による。実践が先行したことで法整備が進み、13年に「産業用大麻法Ⅶ-336」が制定された。同法は14年に施行され、ヘンプは農業省の州作物局の管轄となった。栽培可能な品種は、EU規則と同じTHC濃度が0・2%以下に限られ、農場ごとにTHC濃度の検査が義務付けられている。

EU27カ国で最も遅い合法化だったが、初年度の14年から栽培面積は1000haを超え、5年後の19年には9182haを記録した。新型コロナ禍ですべての経済活動が停滞した20年でも5000haを超えている(図1)。20年の栽培者は、232名、717カ所の農場を数える。同国内では欧州農業植物品種カタログに収載されている79品種のうち22品種が栽培され、品種ごとの栽培面積シェアは、繊維と種子が両方活用できる「Futura 75」が45%、食用オイルに適した「Finola」が26%、THCとCBD(カンナビジオール)がともにゼロ%の「Santhica70」が5%である。欧州で高栄養価のスーパーフードとして認知度が高まっていたヘンプ種子の食品利用を中心に、同国のヘンプ栽培が広がっていったことがわかる。

図1：リトアニアのヘンプ栽培面積の推移(ha)



繊維利用を活気づけた最新鋭の巨大一次加工場

ヘンプ繊維業界では、バルト三国において最大にして最新鋭の一

次加工場が19年に完成した（図3）。建設したナチュラルファイバー社によると、建物敷地は7000㎡、投資額は820万ユーロ（約10億6000万円）という。収穫したヘンプの茎から繊維とオガラを分離する一次加工ラインは、世界各地で小規模なものから大規模なものまで開発されているが、同工場に導入されたのはベルギーのCRETES社製である（本誌19年8月号）。ヘンプ藁束の年間処理量は3万tの能力を有し、ヘンプ繊維、オガラ、ヘンプペレット燃料を生産する。

原料調達では、なるべく繊維の収量を確保するために、繊維含有量が30～35％とかなり高い品種「Futura 75」の栽培を農業事業体と提携し委託している。花が咲く前に収穫すると品質の良い繊維が採れるため、ヘンプの藁束は乾燥重量で1ha当たり約7tと一般的な種子や花穂、葉を含む収量（15～25t／ha）より少ない。同工場の年間処理量の3万tは約4200haの収穫量に相当する。

同社は、建築資材や製紙、織物向けのヘンプ繊維のほか、自社製のヘンプ繊維と再生ポリエステル繊維、オーガニックコットン、テンセル（再生セルロース繊維）を混紡した細い糸を開発した（図4）。ヘンプ30％混紡糸は3種類の混紡繊維にそれぞれ40Nm（メートル番手）と50Nmがある。

同工場では、衣料品向けの綿化ヘンプ繊維、漂白したヘンプ繊維などの製造工程で、「エコテックス®スタンダード100」認証を取得している。世界トップレベルの繊維製品の安全性や人権や環境負荷に配慮した工場であることを保証し、同社のヘンプ製品に付加価値を与えている。ヘンプ混紡糸が衣料、小物、寝装具、インテリア、衛生品などに幅広く展開し、ヘンプ繊維が代表的な天然繊維に台頭することを目指している。

図2：広大なリトアニアのヘンプ畑



図3：10億円を投じて建設された最新鋭の一次加工場



図4：綿化ヘンプ繊維とヘンプ混紡糸



出典：https://www.naturalfiber.eu

全草利用の法案可決 CBD事業に追い風

前述した13年に制定された産業用大麻法Ⅶ－336では、日本の大麻取締法と同じく、利用可能なヘンプの部位は茎と種子に限られていた。ヘンプの花穂や葉に多く含まれるCBDは、神経保護、抗けいれん、抗炎症、抗不安、抗精神疾患、睡眠改善、抗がん、鎮痛などの作用を持つ機能性成分で、CBD製品の世界的な市場拡大は目覚ましい。しかし、同国での事業化は輸入原料頼みだった。

20年12月にフランスのCBD事業者が、花穂由来のCBD製品の販売の違法性について争った裁判で、欧州司法裁判所は「CBDを麻薬単一条約で定める麻薬成分ではなく、EU圏内における流通は合法である」という判決を下した。リトアニアでは、この判決を受けて21年6月に、ヘンプの花穂や葉を含む全草を利用可能にする法案が可決されたのだ。この法律改正により、食品やサプリメント、飲料、化粧品、電子タバコなどの多種多様なCBD関連製品の、原料生産から製造販売まですべてを国内で展開できるようになる。合法化は遅れたが、実需に合わせた法整備は着実に前進している。